

令和８年度横浜グリーンエキスポ学校招待事業に係る受注型企画旅行実施準備業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という）第８条第１項の規定に基づき、「令和８年度横浜グリーンエキスポ学校招待事業に係る受注型企画旅行実施準備業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

（実施の公表）

第２条 実施の公表にあたっては、実施要領、業務説明資料、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 当該業務の実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針・スケジュール・その他提案
- (4) 具体的な実施方法
- (5) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
 - (2) 企業としての取組
 - (3) 体制、実績、事業管理
 - (4) その他当該業務に必要な事項
- ２ 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- ３ 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果についてはその提案者に通知する。
- ４ 評価点数の合計が最も高い提案が複数あるときは、提案書評価基準に定める方法で第一

順位を決定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	教育委員会事務局教育政策統括部総務課長
副委員長	教育委員会事務局教育政策統括部生涯学習担当部長
委員	教育委員会事務局学校教育部担当部長
委員	教育委員会事務局学校教育部学校経営支援課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進部GREEN×EXPO推進課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。